

環境先進観光地 「箱根」をめぐらして

景観まちづくりに取り組む店舗を町がバックアップします

■制度の概要

箱根町景観条例の施行後、これまで以上に町民や事業者の皆さんの景観を良くしていこうとする意識が高まり、周囲の景観に配慮した店舗の改修や自動販売機の色彩変更が実施されるなど、取り組みの輪が広がっています。

そのような中でスタートしたこの制度は、認定要件を満たした店舗や事業所を町が「景観まちづくり協力店」として認定し、その取り組みをPRすることで、町民、事業者の皆さんと町が一体となって、景観まちづくりを進めていくことを目的としています。協力店に認定されますと認定証（クリスタルフレーム付き）とシールが交付されます。
http://www.town.hakone.kanagawa.jp/hakone_j/ka/seibi/page000018.html

地域認定第1号 湯本地域

『有限会社うろこの宮ととや』さん

湯本 694-5

湯本駅前商店街から一本中に入った早川通り沿いにある魚介類の土産品販売店で、お客さまと旅のお土産をお渡し、コミュニケーションを大切にしているお店です。建物にも店主のお客さまへの心配りと同様に様々な景観への配慮が見受けられます。商店がひしめく地域でありながら、道路と建物間にスペースを設け建物の圧迫感を和らげたり、入口に休憩用のベンチを設置したり、空調室外機や電気メーターなどをお客さまから見えにくい位置に設置するなど、きめ細やかな配慮が伺えます。



地域認定第1号 仙石原地域

『すだまり・ひがえり温泉民家石垣』さん

仙石原 817
TEL.0460-84-7817

仙石原の箱根湿生花園にほど近い、素泊まりと日帰り入浴ができる隠れ家のような温泉民宿です。建物は一見普通の民家に見えますが、建物の外にある空調室外機や給排水管がこげ茶色の木枠で囲われ、周囲の植栽と調和した景観をお客さまに提供しています。建物内も至るところに手すりを設置したり、車庫の入り口を「よしず（すだれ）」で目隠しするなど、細かなところまで配慮が行き届いています。

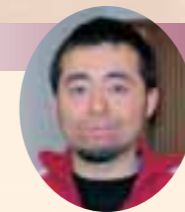


湯本地域の認定証
(地域別のデザインです)



仙石原地域の認定シール
(地域別のデザインです)

山本達雄さんからひとこと



小さな包みをほどけば、あとかたもなく終わってしまう旅みやげですが、旅人にとっておみやげを買うということは旅先での大きな楽しみの一つです。

新しい人と人との関係をよき出会いを育てるものとして時代に合った「物語性」、「美しさ」、「美味しさ」、「楽しさ」を形にした旅みやげや店づくりがあれば、そこに「発見」の楽しみが生まれ、みやげ話しをもちだしたり、もちこんだりして楽しむことができます。

宮沢賢治は、働くことのなかに宗教があり、芸術がなくてはならぬと云います。梅原猛先生の「魂が空を飛ぶ みやげをもって 帰ってくる」の書を店内に掲げています。

お隣の奥さんが、ゴミ収集車が去った後の清掃をご近所の家の前まで自然体でしていただいています。この自利利他の精神の姿が眼に美しい箱根の景観づくり、まちづくりの一番大切なものなのでしょう。

石垣照子さんの想い



「景観って私には良く分かりません。」これが正直な気持ちです。

ただ、人も、動物も、植物も、そして建物でも、ちょっとした気づかいで、その表情が変わるものだと思います。人はうれしいと笑うし、悲しいと泣きます。植物も同じように太陽の目を浴びてスクスクと成長するものもあれば、枯れてしまうものもあります。これは、すべて「気づかい」や「心づかい」から来るものだと思います。

私には、特別なことはできませんが、お客さまに我が家でゆっくり過ごしていただきたいと思っています。



景観かわら版 KAWARABAN

町広報に「景観かわら版」というコーナーを設け、6回にわたり連載をしました。ここで、その内容の一部をご紹介します。

第3回 ～身近なところから始めよう～

景観づくりは町が行う大掛かりな事業とされている方がいるかもしれませんが、しかし、景観づくりは皆さんの身近なところから始められるものなのです。

皆さんは日々の生活の中で、様々な風景を見えています。「この眺めはきれいだなあ」とか「ここを整理したらいい場所はもっとよくならないかな」とか思ったことはありませんか。一人ひとりが家の周りに植栽やプランターの設置などをすることで、花や緑を多くしたり、樹木や雑草などの手入れをしたり、「ゴミ」や使用しないものを片付けてみたりするなど、ちよつとした心遣いを行動に移していくことで、町は住み心地の良い環境になり、その結果として町全体の美しい景観づくりにつながっていくのではないのでしょうか。

このぞ普段見慣れている身近な街並みを今一度見つめなおしてみてください。少し手を加えることで、よりよい街並みとなる場所があるかもしれません。

美しい街並みを意識することが景観づくりの第一歩となります。美しい景観を守り、つくることは、私たちの住みやすい日常生活を守り、つくることにつながります。

http://www.town.hakone.kanagawa.jp/hakone_j/content/000019818.pdf

町のホームページで入手できる情報

http://www.town.hakone.kanagawa.jp/hakone_j/ka/seibi/index.html

①景観計画、②景観条例の届出、③景観計画実施計画、④景観施策推進会議、⑤公共施設整備指針、⑥アドバイザーの派遣、⑦協力店の認定、⑧まちづくり団体の紹介など

町の窓口（都市整備課）で入手できる冊子

*「資料請求はがき」で請求できる資料が窓口でも入手できます。

国、県、町の景観関連窓口

対象	手続きが必要な法令	所在・連絡先
環境省関東地方環境事務所 箱根自然環境事務所	自然公園法	箱根町元箱根164 TEL:0460-84-8727
神奈川県小田原土木事務所 許認可指導課	神奈川県屋外広告物条例	小田原市東町5-2 TEL:0465-34-4141
箱根町環境整備部都市整備課 景観推進班	箱根町景観条例	箱根町湯本256 TEL:0460-85-9566

景観関連の手続きや基準、お知らせ

http://www.town.hakone.kanagawa.jp/hakone_j/ka/seibi/16keikankeikaku.html

景観法の届出 …… 一定区域において一定規模を超えた建築物の建築や工作物の建設、色彩の変更などを行うときは、あらかじめ町への届出が必要となります。特に、建築物の壁面や屋根の塗り替えなどについては、ご注意ください。

色のめやす …… 景観計画において建築物の屋根や外壁、工作物の色彩について、基準を設けています。たとえば、屋根であれば暗褐色系、灰黒色系、赤錆色系、暗緑色系、外壁であれば褐色系、ベージュ色系、クリーム色系、灰色系としています。これらの基準は、個人によって色のとらえ方に違いが生じてしまうので、マンセル数値という色彩の表示方法により、町が好ましいと考える色彩を示しています。

屋外広告物 …… 町内で広告物（看板、立看板、のぼり、はり札など）を設置する場合は、手続きが必要となります。県条例の「屋外広告物条例」と国立公園に関する「自然公園法」の手続きです。

郵便はがき



250-8790

小田原支店
承認
1717

(受取人)
神奈川県足柄下郡箱根町湯本256

箱根町環境整備部
都市整備課景観推進班 行



氏名	〒	住所	〒	送付先	電話番号

箱根町景観まちづくり総合情報発信誌

HAKONE

箱根町環境整備部都市整備課 景観推進班
住所：神奈川県足柄下郡箱根町湯本256
電話：0460-85-9566（直通） FAX：0460-85-7577
e-mail：web_seibi@town.hakone.kanagawa.jp

平成23年3月1日現在

HAKONE